

仕 様 書

1 目的

この業務の目的は、排水処理施設の機能を常に最良の状態に保てるよう点検整備を行うとともに、故障の予防に努め、異常を察知又は予測した場合は適切な処置をとり、設備の性能の維持を図るものとする。

【対象施設】

感染系排水処理施設	薬液槽	酸（硫酸）	500L
		アルカリ（水酸化ナトリウム）	500L
		滅菌剤（次亜塩素酸ナトリウム）	500L
		還元剤（チオ硫酸）	500L
	貯留槽	有効容量：10m ³	
薬品排水中和系排水処理施設	沈殿分離槽	有効容量：6m ³	
	単独浄化槽	総容量：7m ³	
	反応槽	有効容量：5m ³	
薬品排水中和系排水処理施設	薬液槽（酸・アルカリ）	各500L	
	貯留槽	有効容量：15m ³	
	中和槽	有効容量：600L	

※ 薬品排水中和系排水処理施設の薬液槽は感染系排水処理施設の薬液槽と共に用

2 委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保守点検内容及び取替え部品は別紙のとおりとし、1か月に2回の点検を行うものとする。
- (2) 排水処理施設からの放流水の水質を維持するため、酸・アルカリ・滅菌剤及び還元剤の補充を行うこと。
また、使用する薬品は受注者の負担とし、あらかじめ発注者の承認を得ること。
- (3) 故障その他の連絡を受けたときは、速やかに従業員を派遣し、原状回復に務めること。
- (4) 業務にあたっては、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者又は浄化槽管理士が行うこと。
- (5) 舟入市民病院で原則年1回行われる停電を伴う電気設備点検等において、排水処理施設に異常が発生しないか立会等の対応を行うこと。

3 報告事項等

- (1) 広島市立病院機構委託契約款第6条に定める委託業務実施計画書は月間計画書とし、前月の25日までに提出して発注者の承認を得ること。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び従業員の住所・氏名を報告し、変更があった場

合も同様に報告すること。

(3) 広島市立病院機構委託契約約款第12条に定める委託契約実施報告書は、受注者の書式による報告書とし、翌月の10日までに発注者に提出し、確認を得ること。

ただし、3月分については、3月31日までに提出し、確認を受けるものとする。

4 経費の負担

この委託業務に要する経費のうち、電気料・水道料及びガス料は発注者の負担とする。

5 その他

本仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者及び受注者にて協議のうえ決定するものとする。